

平成23年 3月28日

役員会議決

一部改正 令和 4年 5月19日

東京大学における自己点検・評価の基本方針

1 趣旨

- (1) 本基本方針は、学校教育法第九十九条の規定に基づく大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況についての自己点検及び評価（以下「自己点検・評価」という。）について、東京大学における基本的な考え方を示すことを目的とする。
- (2) 本基本方針は、大学全体並びに各教育研究部局、附属図書館及び文書館（以下「部局」という。）の組織単位での自己点検・評価の実施に当たって、その大綱的指針として位置づける。

2 自己点検・評価の目的

東京大学は、東京大学憲章に掲げた「大学の自治が、いかなる利害からも自由に知の創造と発展を通じて広く人類社会へ貢献するため、国民からとくに付託されたものであることを自覚し、不断の自己点検に努めるとともに、付託に伴う責務を自律的に果たす」という理念に則り、次のことを目的として自己点検・評価を行う。

- ① 大学が掲げる理念や目標に照らして、教育、学術研究、社会連携、国際化等の諸活動（以下「教育研究活動等」という。）の現状や課題、今後の対応の在り方を把握・確認することにより、教育研究活動等の活性化及び水準の維持・向上に向けた自主的・自律的な取組を促進する。【自己改善の促進】
- ② 自己点検・評価の実施結果（以下「評価結果」という。）を公表することを通じ、東京大学が世界を担う知の拠点として果たしている役割を明らかにするとともに、これに対する学外からの評価と批判を受け止め、広く世界の要請に対応する。【説明責任の履行】

3 各部局における自己点検・評価

- (1) 東京大学は、多種多様な学部・研究科、研究所等を擁する総合研究大学であり、教育研究活動等は極めて多岐に亘る。このため、東京大学憲章を基礎としつつ、各部局が掲げた教育研究活動等の理念や目標に基づき自己点検・評価を行うことが適当である。また、自己点検・評価の対象となる組織単位についても、部局全体の自己点検・評価を含むことは必須であるが、部局内の下位組織（専攻・学科・附属施設等）ごとの自己点検・評価の在り方については、具体的な組織単位の決定も含め、各部局の実情及び学問分野の特性等に応じて各部局において定めるものとする。各部局では、それぞれの学問領域や学術の動向及び社会的要請等を踏まえつつ、部局において定める

適切な組織単位ごとに、自己点検・評価の前提となる教育研究活動等の理念や目標を明らかにする。その際、特に教育活動については、教育の質保証の観点から、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び入学者受入方針（以下「3つの方針」という。）に基づき、養成しようとする人材像や到達目標等を明らかにする。

- (2) 自己点検・評価の実施に当たっては、次の点に留意する。
 - ① 教育研究活動等の理念や目標を踏まえ、社会的、国際的な視点にも留意しつつ、各部局において適切な評価項目及び指標を設定する。なお、評価作業の効率化の観点から、国立大学法人評価及び認証評価等における評価項目等も参照する。
 - ② 評価の客観性、妥当性を担保するため、根拠資料・データに基づく実証的な自己点検・評価に努める。また、学問分野の特性等に応じて有効性が認められる場合には、国内外の大学関係者等による外部評価（ピア・レビュー）や国際比較を積極的に導入する。
 - ③ 自己点検・評価に当たっては、教育研究活動等の理念や目標に照らして、学生及び適切な第三者の視点を積極的に組み入れる。学生及び第三者からの情報収集は、学内外の実施主体による調査や意見集約の結果を有効に活用するなど効率性に配慮しつつ、学問分野の特性等に応じて、適切な内容・方法により実施する。
- (3) 評価結果は、国立大学法人法に定める中期目標期間などを考慮し、原則として6年以内ごとにとりまとめる。とりまとめの実施時期、実施単位その他の態様については、本来の教育研究活動に支障が生じることがないように効率性に配慮しつつ、各部局の実情及び学問分野の特性等に応じて、各部局において定める。
- (4) 評価結果の活用にあたっては、次の点に留意する。
 - ① 評価結果は、教育研究活動等の活性化及び水準の維持・向上に役立てるとともに、教育研究活動等の理念や目標及び3つの方針の見直し等に適宜反映させる。把握した課題への対応にあたっては、対応の方針及び計画を明らかにし、その進捗を管理する。
 - ② 評価結果は、個人情報など公表に相応しくない箇所を除き、原則としてウェブサイト等を通じて公表する。その際、課題への対応状況等についても可能な限り盛り込む。なお、評価結果を要約した資料等を作成するなど、わかりやすい情報発信に努める。

4 大学全体としての自己点検・評価

- (1) 総合研究大学としての本学において、東京大学憲章の理念と目標、東京大学の将来構想及び国立大学法人法に基づく中期目標・中期計画などの達成状況を十全に点検・評価するためには、各部局における自己点検・評価のみならず、その評価結果の総括等を踏まえた大学全体としての自己点検・評価を実施することが必要であり、各理事及び副学長の責任のもと、関係する室、委員会及び本部事務組織において、その任務

及び所掌に応じた現状や課題、今後の対応の在り方を把握・確認する。

- (2) 大学全体としての自己点検・評価の実施に当たっては、3 (2)と同様の点に留意するものとし、その他必要な事項は、別に定める。
- (3) 評価結果のとりまとめの時期及び態様については、総長の任期や中期目標期間及び大学機関別認証評価の実施時期等を勘案しつつ、効果的かつ効率的な作業が可能となるよう設定する。
- (4) 評価結果の活用にあたっては、3 (4)に掲げる諸点の他、次の点に留意する。
 - ① 総長の経営全般の成果や課題を検証し、当該総長又は次期総長の経営にあたっての参考に供する。
 - ② 自己点検・評価の充実、さらには、教育研究活動等の自己改善に資する。

5 自己点検・評価の支援体制等

- (1) 全学組織として適切な体制を整え、自己点検・評価の実施状況、評価結果及びその活用状況等の確認を行うとともに、必要に応じて、円滑な対応及び運用改善のための助言・援助を行う。
- (2) 全学組織として適切な体制を整え、自己点検・評価によって把握された現状や課題について学内での情報共有を図るとともに、学生及び第三者からの調査や意見集約の結果を含む学内外の状況並びに高等教育政策の動向等に関する情報提供を通じて、自己点検・評価の取組を支援する。
- (3) 総長は、各部局の自主性・自律性を尊重しつつ、必要と認める場合、自己点検・評価の在り方について当該部局の長に対して改善を求めることができる。総長がこの措置をとるにあたっては、予め教育研究評議会の議を経なければならない。

以上

(参考)

自己点検・評価の基本方針の対象となる組織

教育研究部局	基本方針の対象	東京大学基本組織規則上の位置付け
学部、大学院組織 附置研究所	○	第4章 教育研究部局 (第1節～第3節)
実質的に教育研究部局に準ずる 自律性を有する組織	基本方針の対象	東京大学基本組織規則上の位置付け
附属図書館 文書館	○	第3章 全学組織 (第3節・第4節)
学内共同教育研究施設 国際高等研究所 学際融合研究施設 全国共同利用施設 連携研究機構	×※1	第3章 全学組織 (第5節～第9節)
附属学校 附属病院	△※2	第1章 総則

※1 研究組織の改組等に係る手続きに則して自己点検・評価を実施する。

※2 教育研究部局の附属施設であることから、当該教育研究部局の自己点検・評価に包摂されるものとして整理する。